IEEJ NEWSLETTER

No.270

2026.3.1 発行

（月 1 回発行）

一般財団法人　日本エネルギー経済研究所

IEEJ NEWSLETTER 編集長　　専務理事　小山 堅

副編集長　研究理事　小林 良和

〒104-0054 東京都中央区勝どき 1-13-1 イヌイビル・カチドキ

TEL: 03-5547-0211　FAX: 03-5547-0223

目 次

0.　要旨 ― 今月号のポイント

〈エネルギー市場・政策動向〉

1.　石油・LNG 市場動向

2.　電力・原子力を巡る動向

3.　クリーンエネルギーを巡る動向

4.　気候変動・省エネ動向

〈地域ウォッチング〉

5.　欧米ウォッチング：EU 印 FTA とドイツのガス火力新設に係る動向

6.　中国ウォッチング：脱炭素と供給力の間で問われる石炭火力の役割

7.　中東ウォッチング：米イラン協議が続くが軍事的緊張も継続

8.　ロシアウォッチング：経済状況悪化するも、継戦貫くプーチン政権

0.　要旨 ― 今月号のポイント

1.　石油・LNG 市場動向

LNG 生産プロジェクトは、豪州、米国の複数案件が稼働開始に前進、モザンビークでの陸上建設の再開が発表された。カタール・日本間の長期 LNG 売買契約が発表された。

2.　電力・原子力を巡る動向

国内では柏崎刈羽 6 号機が再稼働したほか、原子力規制委では「特重施設」設置期限を見直すこととなった。海外ではルーマニアにおける米製 SMR 導入計画に最終投資決定が下された。

3.　クリーンエネルギーを巡る動向

英国の入札では過去最大規模の洋上風力発電事業が落札され、北海沿岸諸国は洋上風力開発を推進する協力を強化する。日本では国内初の浮体式洋上風力発電所の商用運転が開始した。

4.　気候変動・省エネ動向

米国は、温室効果ガスの危険性認定を取り消す最終規則を発表した。中国では、排出量取引制度の対象部門拡大に向けた動きがみられ、インドでは、2070 年ネットゼロシナリオが公表された。

5.　欧米ウォッチング：EU 印 FTA とドイツのガス火力新設に係る動向

EU 印 FTA では貿易・持続可能な開発に関する章について制裁措置を含む強化路線は見送られた。独ではガス火力新設が急がれる。その進捗は州の石炭火力廃止計画にも影響を与えつつある。

6.　中国ウォッチング：脱炭素と供給力の間で問われる石炭火力の役割

2025 年の石炭火力発電量は再エネの増加もあり昨年比で減少。中国の電力政策は脱炭素と供給力の両立を掲げるが、政策目標と運用の間に微妙な乖離もあり、石炭火力の役割が問われている。

7.　中東ウォッチング：米イラン協議が続くが軍事的緊張も継続

イランと米国との間接協議が本格化する一方、軍事的緊張も同時に高まっている。ガザの統治や復興に向けての取り組みは始まったが、実質的な進展が乏しい状況にある。

8.　ロシアウォッチング：経済状況悪化するも、継戦貫くプーチン政権

ウクライナ戦争が 5 年目に突入した。米・露・ウクライナの 3 者協議も停戦への糸口を見出せず、米欧の経済制裁が強まり戦費が次第に萎む中、プーチン政権は飽くまでも戦争続行の構えだ。

1. 石油・LNG 市場動向

世界各地の LNG 生産プロジェクト開発活動が進展している。豪州北部で Santos がオペレーター、日本企業も参画する Barossa LNG は、1 月末に最初の LNG カーゴが日本向けに出荷された。豪 Woodside Energy がオペレーター、これも日本企業が参画する Scarborough ガス田開発・Pluto トレイン 2 プロジェクトは、2025 年第 4 四半期報告時点で 94%完成し、最初の LNG カーゴは 2026 年第 4 四半期の予定通りに進展している。米国で QatarEnergy・ExxonMobil が建設中の Golden Pass プロジェクトは、2026 年 3 月初旬の LNG 生産開始に向け進展している。

東アフリカのモザンビークでは 1 月末、陸上の Mozambique LNG 開発活動の全面再開が発表された。5 年振りの工事再開となり、LNG 生産開始は 2029 年に見込まれる。プロジェクトの進捗は 40%で、主要機器のエンジニアリング・調達は現場工事井停止期間にほぼ全て実施されたとしている。米国では 2 月初旬、Cheniere Energy 社の Corpus Christi ステージ 4 拡張プロジェクトについて、FERC（連邦エネルギー規制委員会）への建設許可申請が提出された。液化設備 4 系列により追加生産容量は合計年間 2400 万トンとされる。既存の稼働中・開発中設備に本件を加えることで Cheniere の LNG 生産容量は 2030 年代前半に年間 1 億トンを超えることとなる。

LNG 売買の動きとしては、2 月上旬、カタールと JERA 及びカタールと PETRONAS の間で長期の売買契約が締結された。この内 JERA 分については、2028 年から 27 年間・年間 300 万トン、日本向け DES（仕向地渡し）条件とされた。2022 年以降に、カタールの大型拡張プロジェクトの出資参加外国企業、中国買主等と締結された諸契約同様に、契約期間が 27 年間と 2050 年を超えること、及び DES 条件であることから、取引に織り込まれている引き取り条件の柔軟性が今後注目されることとなる。

欧州連合のロシア産パイプラインガス・LNG 輸入フェーズアウト規制は、1 月末に公式に採択され、2 月 2 日に官報掲載、翌日発効した。LNG 輸入は 2027 年初、パイプラインガス輸入は同年秋から禁止条項が適用される。他方でハンガリー政府が当該規制の取り消しを求めて欧州司法裁判所に提訴した。

国際原油市場では、1 月から引き続きイラン情勢が油価を下支えしており、Brent 価格は 2 月下旬に入り 70 ドル近辺で推移している。2 月 6 日と 17 日に続き、米国とイランは 26 日にも核協議を行う。この協議で成果が出なければ、米国によるイランへの軍事攻撃の可能性が高まる。一方、ベネズエラでは、国営石油会社 PDVSA の操業も再開されていることから、ライト米エネルギー省長官は産油量が現在の約 100 万バレル/日から今後 1 年間で 3-4 割増加すると述べている。米国政府は、ロシア原油輸入を停止したとしてインドに課していた追加関税を 7 日に引き下げ、ロシア原油代替としてベネズエラ原油をインドに輸出することを提案している。そのロシアに対し、EU は 2 月 7 日に制裁強化を行ったものの、1 月時点でのロシアの石油輸出量は 750 万バレル/日と底堅い。3 月 1 日には OPEC プラス会合が開催されるが、4 月からサウジアラビア等有志国 8 ヵ国による増産が合意されるかが焦点である。

（資源・燃料・エネルギー安全保障ユニット　上級スペシャリスト　橋本 裕）

2.　電力・原子力を巡る動向

2 月 9 日、東京電力 HD は柏崎刈羽 6 号機の原子炉を再起動した。既報（IEEJ NewsLetter 2026 年 2 月号）の通り、同機は 1 月 21 日に起動したが、制御棒操作監視系の警報が発生したことを受けて原子炉を停止し、東京電力 HD が確認作業を行っていた。その後の調査で警報の原因や対応方針が固まったことから、このほど改めて再起動が行われた。さらに、2 月 16 日には系統に接続しての電力供給も再開された。2 月 20 日には再び原子炉を停止させ、設備全体の状態を改めて確認する段階へと入り、必要な作業が完了したことから同社は 2 月 24 日、原子炉を再び起動した。今後も試験運転を続け、3 月 18 日に営業運転再開の予定となっている。同社には引き続き安全確保を最優先に、一連のプロセスを着実に進めることが求められる。

原子力規制委員会は 2 月 18 日の定例会合で、議題の一つとして「特定重大事故等対処施設（特重施設）」の設置期限に関する議論を行った。特重施設は航空機衝突やテロなどで原子炉を擁する本体施設が損壊した場合に、遠隔で必要な操作を行うための設備である。前提として、シビアアクシデントを起こさないための対策や、それが万一発生した場合の対策として必要な機能は本体施設に備えることとなっており、特重施設はその信頼性をさらに高めるためのバックアップと位置付けられる。現行の取り決めでは本体施設の工事計画認可から 5 年以内に設置することとされているが、2025 年 10 月には事業者側が原子力エネルギー協議会（ATENA）を通じて、建設業界における労働環境の変化（労働時間の上限や人材不足など）を理由に 3 年間の期限延長を要望していた。2 月 18 日の会合では、この理由による延長は認められないとしながらも、設置期限に関する考え方を見直すことについては承認され、事務局である原子力規制庁がいくつかの見直し案を検討することとなった。また、この会合では実態としてこれまで期限内に完成したのは関西電力の大飯 4 号機のみであることや、「5 年」という期限自体に「厳密な意味合いはない」ことも、改めて指摘・確認されている。本件は直近でも東京電力 HD が柏崎刈羽 7 号機の再稼働を遅らせる要因となったほか、東北電力の女川 2 号機が 2026 年 12 月に期限を迎えるなど、事業者の計画に大きな影響を与える。規制庁から今後どのような案が提示されるか、それに対して規制委でどのような議論が展開されるか、引き続き注視したい。

海外動向として、ルーマニアの国営原子力企業であるニュークリアエレクトリカは 2 月 12 日、ブカレスト北西のドイチェシュティにおける、小型モジュール炉（SMR）建設計画に最終投資決定（FID）を下した。本計画では旧石炭火力発電所跡地に米国のニュースケール社製 SMR（1 基あたり 77MW）を 6 基建設することとなっている。ニュースケールの SMR には、アイダホ国立研究所（INL）内に建設し、ユタ州公営共同電力事業体（UAMPS）に電力を供給する計画が中止に終わった過去がある。その際の教訓や、中止までの間に得られたものを活用しつつ、本計画が着実に進むことを期待したい。

（電力ユニット原子力グループ　兼　研究戦略ユニット研究戦略グループ　主任研究員　木村 謙仁）

3.　クリーンエネルギーを巡る動向

欧州では洋上風力開発を推進する政府の強い姿勢が見られた。1 月 14 日、英国政府は、差額決済契約制度（CfD: Contracts for Difference）第 7 ラウンド（AR7）の洋上風力発電に関する入札結果を公表した。過去最大規模となる 8.4GW（着床式 6 事業 8.2GW、浮体式 2 事業 192.5MW）の落札となり、ストライクプライス（落札された基準価格）は、着床式 91.20 ポンド/MWh（英国とウェールズ）及び 89.49 ポンド/MWh（スコットランド）、浮体式 216.49 ポンド/MWh であった。着床式のストライクプライスは前回入札時よりも上回ったが、政府は、着床式洋上風力に対する予算を、当初の 9 億ポンドから 17 億 9000 万ポンドに増額して対応した。また、AR7 より CfD 契約期間が 15 年から 20 年に延長され、国内サプライチェーン強化の支援制度 Clean Industry Bonus によってストライクプライスに上乗せした補助金が与えられる。洋上風力開発の厳しい状況に迅速に対応した政府の支援策が今回の成果につながった

1 月 26 日、ドイツ・ハンブルグで「北海サミット」が開催された。ベルギー、デンマーク、フランス、ドイツ、アイルランド、ルクセンブルク、オランダ、ノルウェー、英国が参加し、クリーンエネルギー分野での協力を強化する「ハンブルク宣言」に署名した。北海での 100GW の洋上風力発電の共同開発や、洋上風力発電に関する入札制度の改善、投資リスクの軽減、許認可プロセスの迅速化などの対策を各国が講じることが合意された。また、洋上風力と水素生産を組み合わせた事業の促進も含まれた。

近年、欧州では洋上風力に関する入札が不振に終わり、不透明感が漂っていた。この状況を打破すべく、欧州の政府は洋上風力開発に対する支援や国際協力を強化することで、先見性を高め、投資促進を目指す。洋上風力発電開発を再び軌道に乗せることができるか注目される。

日本でも洋上風力開発が進められている。1 月 5 日、長崎県五島市沖で国内初となる浮体式洋上風力発電所（16.8MW：2.1MW×8 基）の商用運転が開始した。円筒形の細長い浮体の上部に鋼、下部にコンクリートを採用する「ハイブリッドスパー型」と呼ばれる構造が採用されている。これは、戸田建設が設計から施工まで行い、世界で初めて実用化した技術となる。2023 年に浮体構造部に不具合が見つかり当初の予定より 2 年遅れたが、再エネ海域利用法の下で認定を受けた最初の事業がようやく運転開始に至った。

1 月 29 日には、JFE エンジニアリングが洋上風力の浮体式基礎（風車を載せる土台）製造事業への参入を発表した。モジュール製造から完成品の組立までを一貫して行い、2030 年までに年間 24 基以上量産する計画である。なお、上述の英国 CfD（AR7）で落札された 2 件の浮体式洋上風力事業には、ユーラスエナジー及び関西電力がそれぞれ参画しており、浮体式洋上風力発電の知見やノウハウの蓄積が期待される。政府の 2040 年浮体式洋上風力発電案件形成 15GW 目標に向けて重要な布石となる。

（クリーンエネルギーユニット　再生可能エネルギーグループ　主任研究員　松本 知子）

4. 気候変動・省エネ動向

2 月 12 日　米国環境保護庁は、2009 年に行った温室効果ガス（GHG）が公衆衛生及び社会的厚生を危険にさらすとする危険性認定と自動車からの GHG 排出基準の取消を最終化した。2025 年 7 月の規則案段階では、取消の理由として、大気浄化法の解釈と気候科学における議論を挙げていたが（2025 年 9 月号参照）、最終規則では、前者については、大気浄化法の下では大気汚染は地域的影響がある汚染のみを対象としていることから、GHG は大気汚染ではないとする一方、後者は、米国科学アカデミーから危険性認定を支持する報告書が出されたことや気候科学のレビューを行ったエネルギー省の気候ワーキンググループが連邦諮問委員会法違反とされたことから、今回の取り消しの根拠とはされなかった。危険性認定の取消は今後、州などによる訴訟に直面することになるが、最高裁でどのような決定がなされるか注目される。GHG が大気浄化法の対象でないとされた場合、連邦の GHG を規制する権限は州の行動を専占せず、州が GHG を独立して規制することができることになり、州ごとに異なる排出ルールが適用されることとなる。

2 月 12 日、競争力に関する非公式 EU 首脳会合が開かれ、EU 排出枠の価格が CO_2 トンあたり 80 ユーロを超え、EU 排出枠価格が転嫁されている電気料金も高騰し、家庭や産業への影響が大きくなっている中、現行の EU 排出量取引制度について、支持しない首脳と支持する首脳とに発言が分かれた。欧州委員会のフォン・デア・ライエン委員長は、3 月の首脳級の欧州理事会で、現在の市場設計でよいのか、市場設計の改定を進める時期なのかに関して調査結果とオプションとを示すとした。無償割当の段階的廃止の後ろ倒しなどを含めて、改めて議論が行われる。

2 月 9 日、中国生態環境部は 2026 年全国炭素排出権取引市場に関する作業の通知を発出し、排出量取引制度の対象部門の拡大に向けて、石油化学、化学、板ガラス、銅製錬、製紙、民間航空部門の企業のうち、年間 GHG 排出量が 2.6 万 tCO_2e に達するものを、GHG 排出量報告管理作業の対象にした。2026 年 3 月 31 日までに、当該企業は 2025 年 GHG 排出量を報告することとなった。生態環境部は、これらの部門がいつ排出量取引制度の対象になるか触れていない。

2 月 10 日、インドの NITI Aayog（政策委員会）は「Viksit Bharat（先進国インド）とネットゼロに向けたシナリオ」に関する調査報告書を公表した。現行政策シナリオ（CPS）の下で、CO_2 排出の太宗を占める石炭の需要は、2025 年の 12.56 億トンから、2050 年に 26.15 億トンまで増加し、その後 2070 年までに 17.95 億トンに減少すると予測されている。一方、ネットゼロシナリオ（NZS）では、石炭需要は 2050 年に 18.27 億トンまで増加するが、その後 2070 年までに大きく減少し 1.61 億トンになる。NZS では、5 億 tCO_2 の自然吸収源を考慮に入れた後、2070 年時点で年 13 億 tCO_2e の残余排出量が予測されており、残余排出量の 2/3 が CCS に適しているとされている。この報告書がインドの NDC にどのようにつながっていくか注目される。

（環境ユニット　気候変動グループマネージャー　田上 貴彦）

5. 欧米ウォッチング：EU 印 FTA とドイツのガス火力新設に係る動向

2026 年 1 月、EU とインドは自由貿易協定（FTA）を締結した。両者は 2007 年に FTA の交渉を開始したが、関税や知的財産、農業などに関する意見の相違が解消されず、2013 年に交渉は中断していた。2022 年に交渉が再開され、今回の合意に至った。今後、年内の発効を目指して、双方で批准に向けた手続きが進められる。合意された協定には、貿易と持続可能な開発に関する章（TSD 章）が含まれ、再生可能エネルギーや海事分野における排出削減といった気候変動問題、並びに海洋天然資源や森林を含む天然資源の持続可能な管理について両者が協力することを約束している。

2009 年に締結された EU・韓国 FTA 以降、EU の FTA には TSD 章が含まれており、EU はその実施と執行を重視してきた。具体的には、通常の国家間紛争解決手続きを TSD 章に拡大適用すること、パリ協定や国際労働機関の基本的原則への重大な違反に対して最終手段として制裁を発動する可能性を明記することが挙げられる。しかし、インドの慎重姿勢を踏まえ、EU・インド FTA では、TSD 章の約束は法的拘束力を持つこと、専用の協議メカニズムを通じて執行可能とすることに留められ、制裁に関する記載は含まれなかった。インドの姿勢に加え、米国の関税政策による混乱の中で FTA の早期締結を優先したい政治的な要請も背景にあったと考えられる。

欧州が脱炭素化に向けた取り組みを現実的な路線に変更しつつある中で、ドイツの動きが注目されている。メルツ首相は 2025 年 9 月、ガス火力発電所の整備が進むまで、残る石炭火力発電所の閉鎖を一時停止する可能性を示唆したと報じられた。ガス火力発電所の新設に関連して、2025 年 11 月には連立与党が新たに合意し、当初 2030 年までに最大 20GW のガス火力発電所を新設するとしていた計画の縮小が発表された。合意では、2026 年に合計 10GW の容量を入札にかけること（8GW 分はガス火力発電所、2GW は蓄電池を含む他の技術を対象）、2026 年又は 2027 年に追加で少なくとも 2GW の水素対応ガス火力発電所を対象とした入札を実施することなどが盛り込まれ、新設のガス火力発電所は水素対応可能とすることが明記された。

現段階では、ドイツにおいて石炭火力発電所廃止の具体的なスケジュールの変更に関する情報は確認できない。しかし、報道によると、ガス火力発電所建設計画の遅延によって、ドイツ西部（ノルトライン＝ヴェストファーレン州）における石炭火力発電所の廃止計画の達成が難しくなっているとされる。同州は 2030 年までに石炭火力発電所を廃止する計画であったが、ガス火力発電所建設が遅延することで、連邦政府と RWE 間の合意における代替案（RWE が保有する 3.6GW の褐炭火力発電所を予備施設として残す）が発動される可能性が高まっている。連邦経済・エネルギー省は、石炭火力発電所の段階的廃止の影響に関する報告書を 2026 年夏に公表予定であり、同報告書に基づいて西部における代替案の発動についても判断が下される予定だ。ガス火力発電所新設の入札実施の状況と合わせて、判断が注目される。

（資源・燃料・エネルギー安全保障ユニット　国際情勢分析第 1 グループ　主任研究員　下郡 けい）

6.　中国ウォッチング：脱炭素と供給力の間で問われる石炭火力の役割

国家能源局は、経済成長と電化の進展を背景に 2025 年の年間電力消費は初めて 10 兆 kWh を突破し、2015 年比で約 2 倍に拡大したと発表した。注目すべきは、石炭火力発電量が前年比 1.6%減の 5,735TWh となり、52 年ぶりに減少に転じた点である。

2025 年における石炭火力発電量の減少は、再生可能エネルギーの発電量が大きく伸びたことによるところが大きい。2025 年、太陽光発電量は前年比 43%、風力は 13%増加し、再エネの発電比率は合計で 15.4%に達した。これにより、電力需要の増加分を再エネが吸収し石炭火力発電量が抑制される結果となったと言える。原子力発電の拡充も進み、2024 年末時点で稼働中原発は 57 基、設備容量は 5976 万 kW に達した。建設中のプラントも 28 基、3370 万 kW に上ると中国原子力業界協会（中国原子力発展報告 2025）は報告している。

世界最大の石炭消費国である中国がその依存度を下げたことは、排出増トレンドに一時的な歯止めがかかったようにも見えるが、中国における石炭火力の存在感は依然として大きく、石炭火力の役割が大きく変化したと結論づけるのは時期尚早だろう。2025 年には、過去 10 年で最大となる 78GW の石炭火力設備が新たに稼働したとされる。もっとも、この数字には老朽設備のリプレースや統廃合を含む可能性があり、すべてが純増とは限らない。「以大代小（大規模・高効率設備による小規模老朽設備の代替）」の政策により旧式設備の置換も進められており、発電効率の向上や排出原単位の低下といった環境性能の改善も図られている。政府は石炭火力を「再エネの変動を補う調整電源」として位置づけたい意向を示しているが、調整機能としての活用を支える容量市場のような供給力確保の制度は整備途上にあり、制度的支援が不十分な中では、発電収入に依存せざるを得ない投資回収構造が続いている。このため、多くの新規火力は高稼働を前提とした運用を志向しており、政策目標との間に微妙な乖離が生じている。

足元の国内炭増産は中国の一般炭輸入減少につながっており、これは国際石炭貿易市場における輸出国の動向にも影響を与えている。特にインドネシアの中低品位炭は中国が主力市場の一つであり、インドネシア政府は市況維持と供給量調整を目的に、2026 年の生産量削減を打ち出している。一方、豪州産高品位炭は、要求品質の違いもあり中国の輸入動向の影響を相対的に受けにくいが、中国の輸入需要減少に伴いアジア市場全体の貿易フロー構造に変化が生じれば、長期的に輸出市場縮小につながるリスクも否定できない。

中国の電力市場における構造転換は始まったばかりであり、今後の展開を予見するのは難しいが、その動向は、国際石炭市場における一般炭の供給フローの構造的変化や各輸出国の政策判断に波及する可能性がある。さらに一般炭輸入国にもこうした変動に伴う影響を踏まえたエネルギー政策の再点検を促す契機となるかもしれない。

（資源・燃料・エネルギー安全保障ユニット　石油・石炭・鉱物資源グループ　研究主幹　高橋 禎明）

7.　中東ウォッチング：米イラン協議が続くが軍事的緊張も継続

2 月に入り、イランと米国との間接協議が本格化する一方、軍事的緊張も同時に高まっている。2 月 6 日のオマーンでの協議に続き 17 日にもイランと米国はジュネーブのオマーン大使館で第 2 回間接協議を実施した。双方とも「建設的」と評価しつつも、具体的合意には至っておらず、隔たりは依然として大きい。最大の争点は、交渉の射程である。米国は、ウラン濃縮活動の停止、濃縮ウランの国外移転、弾道ミサイルの射程制限、親イラン武装勢力支援の停止などを含めた包括的合意を求めているとされるが、イラン側はあくまで「核協議」と位置付け、制裁解除と核問題に限定する立場である。議題設定の段階で両国の認識は一致しておらず、これが進展を制約する一因となっている。

協議と並行し、軍事的緊張が高まっている。革命防衛隊海軍はホルムズ海峡で演習を実施し、一時的な封鎖も伝えられた。米国は空母「ジェラルド・R・フォード」を中心とする打撃群を展開し、域内基地への THAAD やパトリオット追加配備を進めているとされる。2 月 20 日には、限定的軍事行動の可能性について記者から質問されたトランプ大統領は「検討していると言えるだろう」と回答した。ただし、数時間後には「公正な合意を交渉する方が良い」とトーンダウンしている。米軍による軍事的圧力は、交渉を有利に進めるための方策の一つであると考えられるが、2 月 19 日には、米国政府がイラクや湾岸諸国にある大使館の人員削減を行っているとの関係者の証言も報じられており、中東湾岸地域は緊張度の高い状況が続いている。

ガザ情勢に関して、トランプ大統領主導の「平和評議会」の第 1 回会合が 2 月 19 日に開催された。米国 100 億ドル、中東諸国 70 億ドルの計 170 億ドルの拠出が表明されたが、ガザ復興に必要とされる 550～700 億ドルには遠く及ばない上、拠出の実効性にも疑問が残る。G7 主要国の多くが参加を見送ったことも、枠組みの正統性に影を落としている。そして、ガザの移行政権を担うとされる「ガザ行政民族委員会（NCAG）」は発足したものの、停戦違反が続く中で依然としてガザ入りできていない。治安維持を担うはずの国際安定化部隊（ISF）も 5 ヵ国が部隊派遣に合意しているものの、派遣側がパレスチナ自治政府の同意を前提とする一方、イスラエルは自治政府を関与させない意向であり、その実現可能性は不透明である。

2 月初旬にはガザとエジプトの間のラファ検問所が約 1 年 9 ヵ月ぶりに再開され、重症患者のエジプト搬送が始まった。しかし、出入域にはイスラエルの許可が不可欠であり、仮に出られても戻れないのではとの不安が住民の間に広がっている。ガザ外での治療を必要とする患者は約 1 万 8500 人に上るとされるが、医療アクセスは依然として限定的である。

このように、ガザの統治や復興に向けて表面的には外交枠組みや移行機構の整備といった取り組みが行われているものの、実態としては進展が乏しい状況にある。とりわけ、パレスチナ人自身の関与が限定的なまま進む体制づくりに、欧州など国際社会からも批判の声が出ている。

（中東研究センター　副センター長　吉岡 明子）

8.　ロシアウォッチング：経済状況悪化するも、継戦貫くプーチン政権

ウクライナ戦争は、2026 年 2 月 24 日で 5 年目に突入した。いまだ終戦の糸口は見えないまま、2025 年末までにロシアの死傷者数は、約 120 万人（約 27 万 5000 人～32 万 5000 人の戦死者を含む）に達した（2026 年 1 月末発表、米戦略国際問題研究所推計）。前月に続き、ウクライナ、ロシア、米国の 3 ヵ国による協議が、2 月 4～5 日に UAE で、同月 18～19 日にスイスで開催された。しかし、ロシアがウクライナ東部地域の自国領編入を主張して一歩も譲らず、終戦に向けた具体的な成果はなかった。ウクライナのゼレンスキー大統領は、同月 7 日、米国から今年 6 月までに戦争終結に向けた道筋をつけることを要求されている旨明らかにし、2 月 14 日に行ったミュンヘン安全保障会議での演説の中では、ロシアとの戦闘終結の合意の前提条件として、ウクライナの安全の保障に関する合意が不可欠であると強調した。ロイター（同月 19 日）によれば、欧州の複数の情報機関は、2026 年末までにウクライナ戦争が終結する可能性に懐疑的な見方をしていると伝えられる。同月 20 日、ロシア大統領府は、次回の 3 ヵ国協議に関し、時期・場所を含め見通しが立っていないと発表した。

欧米のロシアに対する圧力も一層強まっている。EU は、ロシア産の LNG 輸入を 2026 年末までに、パイプラインガスを 2027 年秋までに停止することを閣僚会議で決定（1 月 26 日）した。また、2 月 6 日にはフォン・デア・ライエン欧州委員会委員長が、油価に関係なくロシア産原油を運ぶあらゆる船舶に対する保険等のサービス提供の全面的禁止等を含む、対露制裁第 20 弾の内容案を発表し、「ロシアは圧力をかけた場合のみ交渉に応じる」と言明した。また同日、トランプ米大統領は、ロシア産原油の輸入停止をインドが約束した交換条件として、同国からの輸入品全てに課していた 25%の追加関税を撤廃する大統領令に署名した。インド政府は、米国との「約束」の有無に関して明言を避けているが、ロシア産原油の輸入量は漸減しつつあり、1 月時点で 2022 年 11 月以来最低の 110 万バレル/日となった。ロシア産原油を積むタンカーの公式な行き先は、シンガポールとされる場合が増えている一方、中国市場向け同原油の割引率が過去最大となっており、2026 年 2 月、中国のロシア産原油輸入量は、3 ヵ月連続で過去最高値を更新する見込みである（ロイター, 2 月 5, 9, 16, 18 日）。

2025 年のロシアの実質 GDP 成長率は、前年比 1%増に止まった（2 月 6 日、ロシア連邦国家統計庁速報値）。同年の経常収支は 414 億ドル黒字となったものの、原油安や経済制裁等の影響下で黒字額は前年比 34%減となり、2026 年 1 月の石油ガス部門からの税収入も、前年同期比で半減している（ロシア財務省、同年 2 月 4 日）。同年 1 月、IMF は、2026 年のロシアの実質 GDP 成長率に関し、前年 10 月時点から 0.2 ポイント下方修正し、前年比 0.8%増になるとの予測を発表した。プーチン政権は、戦争続行の強硬姿勢を崩さぬままであるが、その財源は次第に萎みつつある。

（資源・燃料・エネルギー安全保障ユニット　上級スペシャリスト　伊藤 庄一）